

各務原市介護予防・日常生活支援総合事業における第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

(平成２９年７月３１日決裁)

(趣旨)

第１条 この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）

第１１５条の４５の３第２項に規定する第１号事業支給費の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第１９６号）及び各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２８年３月３１日決裁）において使用する用語の例による。

(第１号訪問事業及び第１号通所事業に要する第１号事業支給費の額)

第３条 第１号訪問事業及び第１号通所事業に要する第１号支給事業費の額は、別表に定める単位数に次の表に定める数を乗じて算定するものとする。

第１号訪問事業	１０．２１
第１号通所事業	１０．１４

２ 前項の規定により第１号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。

附 則

この要綱は、平成２９年８月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日決裁）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年９月２８日決裁）

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附 則（令和元年９月３０日決裁）

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則（令和２年５月２９日決裁）

この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日決裁）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年９月３０日決裁）

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年９月３０日決裁）

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２９日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日決裁）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年５月３１日決裁）

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

別表（第３条関係）

ア 訪問型サービス費

項目		単位数
１ １週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）	１週に１回程度の場合	１，１７６単位
	１週に２回程度の場合	２，３４９単位
	１週に２回を超える程度の場合	３，７２７単位
２ １月当たりの回数を定める場合（１回につき）	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	２８７単位
	生活援助が中心である場合（所要時間２０分以上４５分未満の場合）	１７９単位
	生活援助が中心である場合（所要時間４５分以上の場合）	２２０単位
	短時間の身体介護が中心である場合	１６３単位

3 初回加算（１月につき）		２００単位
4 生活機能向上連携加算（１月につき）	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	１００単位
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	２００単位
5 口腔連携強化加算（１月につき）		５０単位
6 介護職員処遇改善加算（１月につき）	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245 / 1000 に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224 / 1000 に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182 / 1000 に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145 / 1000 に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （１）	所定単位数の 221 / 1000 に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （２）	所定単位数の 208 / 1000 に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	所定単位数の 2

(3)	00 / 1000 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算(V) (4)	所定単位数の1 87 / 1000 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算(V) (5)	所定単位数の1 84 / 1000 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算(V) (6)	所定単位数の1 63 / 1000 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算(V) (7)	所定単位数の1 63 / 1000 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算(V) (8)	所定単位数の1 58 / 1000 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算(V) (9)	所定単位数の1 42 / 1000 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算(V) (10)	所定単位数の1 39 / 1000 に相当する単位数

		数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （１１）	所定単位数の 1 21 / 1000 に相当する単位 数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （１２）	所定単位数の 1 18 / 1000 に相当する単位 数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （１３）	所定単位数の 1 00 / 1000 に相当する単位 数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （１４）	所定単位数の 7 6 / 1000 に 相当する単位数

注 項目及び単位数の取扱いについては、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の
2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示
第 72 号。以下「告示」という。）の例による。

イ 訪問型サービス A 費

項目		単位数
1 訪問型サービス費（１回につき）	訪問型サービス費Ⅰ（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者による、１月につき 10 回までの訪問の場合）	227 単位
	訪問型サービス費Ⅱ（市が指定する研修受講者による、１月につき 10 回までの訪問の場合）	227 単位

2 初回加算（1月につき）		200単位
3 介護職員処遇改善加算（1月につき）	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の137／1000に相当する単位数
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の100／1000に相当する単位数
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の55／1000に相当する単位数
4 介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）		所定単位数の24／1000に相当する単位数

注1 1について、1回当たりのサービス提供時間は、45分未満とする。

注2 3及び4について、所定単位数は、1及び2により算定した単位数の合計とする。

注3 3及び4は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ウ 通所型サービス費

項目		単位数
1 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）	事業対象者・要支援1	1,798単位
	事業対象者・要支援2	3,621単位
2 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	事業対象者・要支援1	436単位
	事業対象者・要支援2	447単位
3 生活機能向上グループ活動加算（1月につき）		100単位
4 栄養アセスメント加算（1月につき）		50単位

5 栄養改善加算（1月につき）		200単位
6 口腔機能向上加算（1月につき）	口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位
7 一体的サービス提供加算（1月につき）		480単位
8 サービス提供体制強化加算（1月につき）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（事業対象者・要支援1）	88単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（事業対象者・要支援2）	176単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（事業対象者・要支援1）	72単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（事業対象者・要支援2）	144単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（事業対象者・要支援1）	24単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（事業対象者・要支援2）	48単位
9 生活機能向上連携加算（1月につき）	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位
10 口腔・栄養スクリーニング加算（1回につき）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20単位
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位

1 1 科学的介護推進体制加算（1月につき）		40単位
1 2 介護職員処遇改善加算（1月につき）	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の92／1000に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の90／1000に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の80／1000に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の64／1000に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位数の81／1000に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	所定単位数の76／1000に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	所定単位数の79／1000に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	所定単位数の74／1000に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	所定単位数の65／1000に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	所定単位数の6

	(6)	3 / 1 0 0 0 に 相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (7)	所定単位数の 5 6 / 1 0 0 0 に 相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (8)	所定単位数の 6 9 / 1 0 0 0 に 相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	所定単位数の 5 4 / 1 0 0 0 に 相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (10)	所定単位数の 4 5 / 1 0 0 0 に 相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (11)	所定単位数の 5 3 / 1 0 0 0 に 相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (12)	所定単位数の 4 3 / 1 0 0 0 に 相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (13)	所定単位数の 4 4 / 1 0 0 0 に 相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (14)	所定単位数の 3 3 / 1 0 0 0 に 相当する単位数

注 項目及び単位数の取扱いについては、告示の例による。

エ 通所型サービス A 費

	項目	単位数
1	市独自通所型サービス費 事業対象者・要支援 1 (介護)	3 5 5 単位

I（1回につき）	予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスAが週1回程度必要とされた者に対する月4回までの通所の場合）	
	事業対象者・要支援2（介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスAが週2回程度必要とされた者に対する月8回までの通所の場合）	355単位
2 市独自通所型サービス費 II（1月につき）	事業対象者・要支援1（介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスAが週1回程度必要とされた者に対する月5回までの通所の場合）	1, 538単位
	事業対象者・要支援2（介護予防ケアマネジメントにおいて通所型サービスAが週2回程度必要とされた者に対する月9回から月10回までの通所の場合）	3, 152単位
3 運動器機能向上加算（1月につき）		225単位
4 介護職員処遇改善加算（1月につき）	介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数の59／1000に相当する単位数
	介護職員処遇改善加算（II）	所定単位数の43／1000に相当する単位数
	介護職員処遇改善加算（III）	所定単位数の23／1000に

		相当する単位数
5 介護職員等ベースアップ 等支援加算（1月につき）		所定単位数の1 1／1000に 相当する単位数

注1 1及び2について、1回当たりのサービス提供時間は、3時間以上とする。

注2 送迎・食事の提供にかかる時間については、サービス提供時間に含まないものとする。

注3 4及び5について、所定単位数は1から3までにより算定した単位数の合計とする。

注4 4及び5は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

オ 介護予防ケアマネジメント費

項目	単位数
1 介護予防ケアマネジメント費（1月につき）	442単位
2 初回加算（1月につき）	300単位
3 委託連携加算	300単位

注 項目及び単位数の取扱いについては、告示の例による。